【別紙】

管路作業での酸素欠乏症・硫化水素中毒を絶対に防ぐ
～作業従事者の命を守るために、特に留意すべきこと～

（令和７年８月４日版）

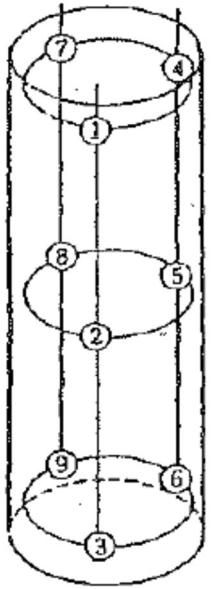

測定点の例

○作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直、水平方向にそれぞれ３点以上測定点を設けること

○作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空気中に放出してから濃度測定を実施すること

○外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること

○作業場所では、酸素濃度を１８％以上、かつ硫化水素濃度を１０ppm 以下に保つように常時換気すること

○作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること

○酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ２m以内であっても墜落制止用器具を使用すること

出典：下水道維持管理指針（総論編、マネジメント編）-2014 年版-

作業員が酸素欠乏症等を発症した場合は、無理せず、消防に通報し救出を委ねること